

## 令和6年4月1日以降、新たに求人票に明示する労働条件（確認表）

各項目の労働条件に合わせて求人票へ明示してください。

労働条件	明示する内容
------	--------

### ①従事すべき業務の変更の範囲

業務内容の変更予定なし	求人票の「仕事の内容」欄に「変更範囲：変更なし」と明示
将来にわたり、雇入れ直後の業務と異なる業務に配置する見込みがある	求人票の「仕事の内容」欄に変更の可能性があるすべての業務を明示 (例) 「変更範囲：会計・経理事務、障害者福祉施設指導員」

### ②就業場所の変更の範囲

就業場所の変更予定なし	求人票の「転勤の可能性」欄に「転勤の可能性なし」と明示
将来にわたり、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置する見込みがある	・ 求人票の「転勤の可能性」欄に「転勤の可能性あり」と明示 ・ 転勤の範囲を記載 (例) 「転勤範囲：A事業所、B事業所」

### ③有期労働契約を更新する場合の基準

原則更新	更新の上限なし	求人票の「雇用期間」欄に「原則更新」と明示
	更新の上限あり	・ 求人票の「雇用期間」欄に「原則更新」と明示 ・ 求人票の「求人に関する特記事項」欄に「更新上限」を明示 (例) 「更新上限：有（通算契約期間〇年／更新回数〇回）」
条件付きで更新あり	更新の上限なし	・ 求人票の「雇用期間」欄に「条件付きで更新あり」と明示 ・ 求人票の「雇用期間」欄に「契約更新の条件」を明示
	更新の上限あり	・ 求人票の「雇用期間」欄に「条件付きで更新あり」と明示 ・ 求人票の「雇用期間」欄に「契約更新の条件」を明示 ・ 求人票の「雇用期間」欄に「契約更新の条件」と合わせて「更新上限」を明示 (例) 会社が定める能力評価により判断（通算契約期間上限4年／更新回数上限3回）

※就業場所・業務に限定がない場合は、「会社に定める〇〇」と記載するほか、変更の範囲を一覧表として別途求職者に手交することも考えられますが、求職者とのトラブル防止のため、できる限り就業場所・業務の範囲を明確にするのが望ましいです。

※今回の明示事項について、指定された欄に書き切れない場合は、求人申し込み書の「求人に関する特記事項」欄に記載してください。